

事例7

—個人的収入と公的決定の関係

(いわゆる『お手盛り』—

『前出の加田教授は癌治療法の開発に関する応用目的の文部科学省の研究予算で癌遺伝子の抑制方法を発明をした。その発明は科学技術振興事業団から国有特許として出願された。その特許に対する権利は同教授がコンサルタントをしているオンコ社に移転された。多数競合した会社がライセンスを希望している中で、特に実績がある訳でもなかったのにオンコ社がライセンスとして選ばれたことについて、周囲は同教授がオンコ社から相当額のコンサルタント報酬を得ているためではないかとライセンスの過程に疑惑を持った。』

大学と TLO 関係者への質問 = 産業界への質問

Q7. 地位や立場を利用して本人またはその周辺に利益（個人レベル、組織レベルを含む）をもたらすいわゆる『お手盛り』という利益相反上の問題についてどのように考えますか

- 選択肢-1 教員の裁量で判断すればいい
- 選択肢-2 ルール化を検討すべきである
- 選択肢-3 その他

大学関係者（事例6-その2）

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた 『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	ルール化する	その他		
1-1	助手	教育・研究		ルール化			
1-2	副学長	管理		ルール化		選定過程に公平性、透明性を担保する必要がある。	
1-3	教授	教育・研究		ルール化			
1-4	部局長等の長	管理		ルール化		外から見える形にする事が重要。	透明性
1-5	助教授	コーディネーション		ルール化		教員が判断するにせよ、やはり他者性が必要であると考えられる。	
2-1	教授	教育・研究		ルール化			
2-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
2-3	部局長等の長	管理			その他		
3-1	助教授	コーディネーション			その他	Q4-1でも回答した「特許」の原則通り、権利者が判断すべきであり、独占的排他権利を有するのでもともと、おきまり的な権利である。国が?の場合、権利者である以上、共有者がいればその人と共済する義務があるので、当事者との問題である。	事例4 整理番号3-1 参照
4-1	副学長	管理		ルール化			
5-1	部局長等の長	管理		ルール化		完全に公平な立場で判断するのはむづかしいが、ある程度の基準が必要である。	
5-2	助教授	コーディネーション		ルール化		利益誘導はどの社会でもあるが、極端なことが発生しない程度のルールは設ける必要がある。	
5-3	部局長等の長	管理		ルール化			
5-4	部局長等の長	教育・研究		ルール化			
5-5	教授	教育・研究		ルール化			
6-1	教授	教育・研究		ルール化		国有特許として成立したケースに関しては、特に、特許出願とその運用は別組織で行うべきであると考えられる。正当かつ合理的理由がある場合は例外的な措置として扱ってもよいだろうが、一般には、特許の発明者/出願者となった研究者が運用にまで参加しないように区分すべきであろう。	
7-1	部局長等の長	教育・研究		ルール化		最も注意が必要なことのひとつである。国立大学が法人化された場合、教官の研究成果についての帰属問題は深刻化するであろう。	
7-2	助教授	コーディネーション		ルール化			
7-3	教授	教育・研究		ルール化		ルールを検討すべきである。	
7-4	部局長等の長	管理		ルール化		この例は最も国民から疑惑をもたれるもので、ルールを明確にし、ライセンスを与える企業の採用方法を公開すべきと思	
8-1	副学長	管理		ルール化			
8-2	助教授	コーディネーション		ルール化		ルールの骨格を明確し、学内的に管理体制(評価体制)を整備する必要がある。	
8-3	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化		ルール化し透明性のある情報公開が必要。	

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた 『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	ルール化する	その他		
8-4	教授	教育・研究		ルール化		疑惑を生むことのないようルール化しておく必要があると思う。	
8-5	部局長等の長	管理		ルール化			
8-6	教授	教育・研究		ルール化		初歩的な問題なので、ルール化すべきである。	
8-7	教授	教育・研究		ルール化			
8-8	学長	管理			その他	大学TLOが最適と思われる企業に技術移転するように取りはかると良い。	TLO利用で疑惑のないようにする提言
8-9	教授	教育・研究		ルール化			
9-1	副学長	管理		ルール化			
9-2	副学長	管理		ルール化		ルール化し、ライセンスの過程を透明にしないと、必ずこのような問題がおきる。	
10-1	部局長等の長	管理		ルール化		このケースのような場合、本来なら当該教授は決定に参加することを自ら辞退すべきであろうが、そのような良識が期待できないようなら、ルール化を検討すべきであろう。	
10-2	助教授	コーディネーション		ルール化		ライセンス許諾の権限から離れる仕組みが必要。	利益相反を回避する最も基本的な手段
10-3	部局長等の長	管理		ルール化		ライセンス許諾の権限から離れる仕組みが必要。	
10-4	教授	教育・研究		ルール化		ルールはなるべく少ない方がよいが、わが国が本当に強くなる方向への判断必要。	
10-5	教授	教育・研究	教員の数量				
10-6	教授	教育・研究	教員の数量				
10-7	部局長等の長	管理		ルール化		ライセンス承諾の権利から相田教授は隔離されなければならぬ。システム要。	利益相反を回避する最も基本的な手段
10-8	教授	教育・研究		ルール化		国有特許のライセンスー社は問題である。複数の企業にライセンスしてこそその有の価値が発生する。従ってルール化が必要。	企業の希望する独占実施権を保護するのが昨今の技術移転の基本姿勢
10-9	教授	技術移転業務		ルール化		但し、JSTがこうした対応をすることは思えず事例自体無意味なように思われる。	事例不適切との指摘
10-10	助教授	教育・研究		ルール化		ルール化は必要と考えられるが、行政サイドはガイドラインを作るが、本省で全てを検討決定するのではなく、大学サイドで裁定可能であるものが望ましい。組織的利益相反には、外部の第三者評価委員会を設置して評価するスタイルが望ましいのでは。(6-2も類似のケースでガイドラインや運用形態を整備することが望ましい)。	
11-1	副学長	管理		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた 『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きルール化する	その他		
12-1	部長等 の長	教育・研究		ルール化			
12-2	研究協力部 /部長	研究協力事務		ルール化			
12-3	副学長	管理		ルール化			
12-4	助教授	コーディネーション		ルール化			
12-5	学長	管理		ルール化	透明性があり、説明責任が果たせる事が必要。		
13-1	副学長	管理		ルール化			
13-2	研究協力部 /部長	研究協力事務		ルール化			
13-3	教授	教育・研究		ルール化			
13-4	副学長	管理		ルール化			
13-5	部長等 の長	教育・研究	教員の裁量		大学教官は聖人君子であるべきである。		
13-6	部長等 の長	管理		ルール化	教員の裁量(良識)を明文化(ルール化)する必要がある時代になったのではないか。		
13-7	教授	教育・研究		ルール化			
13-8	部長等 の長	管理		ルール化			
14-1	教授	教育・研究		ルール化	対社会的に是非作っておくべき。		
14-2	教授	管理		ルール化			
14-3	部長等 の長	管理		ルール化			
14-4	部長等 の長	教育・研究		ルール化	ルールをつくる必要あり。		
14-5	教授	教育・研究		ルール化			
15-1	副学長	管理		ルール化	当然です。		
16-1	助手	コーディネーション		ルール化	ライセンス料を呈示させる形の入札体制にしては如何かと考えている。		
16-2	助教授	技術移転業務		ルール化			
16-3	教授	教育・研究		ルール化			
16-4	部長等 の長	管理		ルール化	研究費の配分等に関する「お手盛り」についてはルール化を進めるべきである。		
16-5	教授	教育・研究		ルール化			
16-6	部長等 の長	教育・研究		ルール化			
16-7	教授	教育・研究		ルール化	コンサルタント報酬を得ていない場合でも同様のことは起きうる。何がいけないか何がOKかをルールで明確にし、不明確な場合の審議機関を設けるべきである。		
16-8	助教授	教育・研究		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた 『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きルール化する	その他		
17-1	部長等 の長	教育・研究				国立大学でなければ、よろしいのでは。	私大でも国費の研究がある
17-2	副学長	管理		ルール化			
19-1	部長等 の長	管理	教員の裁量				
19-2	研究協力部 /部長	研究協力事務		ルール化			
19-3	学長	管理		ルール化			
19-4	部長等 の長	管理		ルール化			
20-1	学長	管理		ルール化	大学人の行う知的活動は、社会にとって公的な側面の方が私的な側面より大きいと思う。したがって、営利を追及せねばならない企業の活動と相反することは必死であり、利益相反の防止に向けたガイドラインを作る必要は認める。しかし、大学の役割が明確に国民のコンセンサスになっていない状況では、経済的な側面が強調されすぎて、大学人の知的活動も効率や生産性で評価されるようになる危険があり、結果として科学や産業基盤が崩れることになる。社会における大学の役割、大学人の役割、大学を支える社会の役割などが十分に議論される成熟した社会を実現する必要がある。		
20-2	副学長	管理		ルール化	大学人の行う知的活動は、社会にとって公的な側面の方が私的な側面より大きいと思う。したがって、営利を追及せねばならない企業の活動と相反することは必死であり、利益相反の防止に向けたガイドラインを作る必要は認める。しかし、大学の役割が明確に国民のコンセンサスになっていない状況では、経済的な側面が強調されすぎて、大学人の知的活動も効率や生産性で評価されるようになる危険があり、結果として科学や産業基盤が崩れることになる。社会における大学の役割、大学人の役割、大学を支える社会の役割などが十分に議論される成熟した社会を実現する必要がある。		
20-3	助手	教育・研究		ルール化	あつてはならない。		
20-4	部長等 の長	管理		ルール化			
21-1	副学長	管理					
21-2	副学長	管理		ルール化			
22-1	研究協力部 /部長	研究協力事務		ルール化			
22-2	副学長	管理		ルール化	ライセンスを決める際の手続きを公平にする必要がある。		
22-3	副学長	管理		ルール化			
24-1	助教授	コーディネーション		ルール化			
24-2	研究協力部 /部長	研究協力事務		ルール化			
24-3	教授	コーディネーション			その他 Technology Transferは大学がやることで、発明者の意見に沿う必要は全くない。ルール化ではなく制度の問題である。		
24-4	教授	教育・研究		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きルール化する	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
24-5	部局長等の長	管理		ルール化			
24-6	学長	管理		ルール化			
25-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
25-2	副学長	管理		ルール化		厳格に規制し、公正さを保つべき。	
25-3	助教授	技術移転業務		ルール化			
25-4	部局長等の長	管理		ルール化			
26-1	教授	教育・研究		ルール化			
26-2	部局長等の長	管理		ルール化			
26-3	部局長等の長	教育・研究		ルール化			
26-4	部局長等の長	管理		ルール化			
26-5	助教授	コーディネーション		ルール化			
27-1	教授	教育・研究			その他	ルールは出来ているはず。上記の例では事業団の特許は基本的に希望する会社にライセンスされるはず。	
27-2	教授	教育・研究		ルール化			
27-3	部局長等の長	管理		ルール化			
27-4	部局長等の長	管理		ルール化			
27-5	研究協力部/課・産学連携担当	研究協力事務		ルール化		競合した場合の公平なルールづくり、あとは、決定機関を設けるなどが必要であると考えます。	
28-1	副学長	教育・研究		ルール化			
28-2	助教授	コーディネーション		ルール化			
28-3	学長	管理					
28-4	副学長	管理		ルール化		教員と企業との関わりは大学にとって今後重要となってくると考えたとき、学内規定の制定。	
28-5	教授	教育・研究		ルール化			
29-1	部局長等の長	教育・研究	教員の裁量				
29-2	教授	教育・研究		ルール化		お手盛りとは思わない。	
29-3	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化		疑念を払拭できるようなルールがあればルールに従い、必要に応じて特定企業にライセンスすることも許容されていいのではないかと。	
29-4	部局長等の長	教育・研究		ルール化			
29-5	部局長等の長	管理		ルール化			
29-6	副学長	管理		ルール化		これからの企業の命運を決するのは知恵である。大学の研究者にふさわしい報酬を払うのは当然である。	

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きルール化する	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
29-7	部局長等の長	管理			その他		
29-8	教授	教育・研究		ルール化		基本的ルールを整備すべきである。教授の裁量には幅があり、判断に委ねることは困難。	
29-9	教授	教育・研究		ルール化		利益相反の対象者は、公的意志決定に参加させないのは当然ではないか？	
31-1	教授	コーディネーション	教員の裁量			これをルール化するとホス支配が軽減されるであろう。我が国の科学の為に是非必要。	
31-2	助手	教育・研究		ルール化			
31-3	助教授	教育・研究		ルール化			
31-4	教授	教育・研究	教員の裁量				
31-5	教授	教育・研究		ルール化			
31-6	助手	教育・研究		ルール化		最も国益に供する結果が得られるような判断が下されるようなルール作りが必要なのは、客観的に納得の行く説明がなされたのであれば上のような判断でも構わない。	
31-7	教授	教育・研究		ルール化			
31-8	教授	教育・研究			その他	この例では、国有特許の出願人は科学技術振興事業団であり、発明者の裁量でライセンスするシステムがおかしいのでは、国有特許であればしかるべき機関で入札のように公平に行うべきでは。	
31-9	助手	教育・研究		ルール化			
31-10	助手	教育・研究		ルール化			
31-11	教授	教育・研究		ルール化			
31-12	教授	教育・研究		ルール化			
31-13	助手	教育・研究		ルール化			
31-14	助教授	教育・研究		ルール化			
31-15	助手	教育・研究			その他	必要最小限のルールを定めては如何でしょうか？	
31-16	助教授	教育・研究	教員の裁量				
31-17	教授	教育・研究		ルール化			
31-18	教授	教育・研究		ルール化		大型物品の購入（政府調達）と同様なルールが必要となる。	
31-19	教授	教育・研究		ルール化			
31-20	助教授	教育・研究			その他	お手盛りは利益相反固有の問題ではない。	
31-21	教授	教育・研究	教員の裁量				
31-22	教授	教育・研究	教員の裁量				
31-23	教授	教育・研究		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きりルル化すべ	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
31-24	教授	教育・研究		ルール化			
31-25	助教授	教育・研究		ルール化			
31-26	助手	教育・研究		ルール化			
31-27	助教授	教育・研究		ルール化			
31-28	助手	教育・研究		ルール化			
31-29	教授	教育・研究		ルール化			
31-30	教授	教育・研究		ルール化			
31-31	教授	教育・研究		ルール化			
31-32	助手	教育・研究		ルール化			
31-33	助教授	教育・研究		ルール化			
31-34	教授	教育・研究		ルール化			
31-35	助手	教育・研究		ルール化			
31-36	助手	教育・研究		ルール化			
31-37	教授	教育・研究		ルール化		競合した会社間の比較選定理由を明確にすべきである。	
31-38	助教授	教育・研究		ルール化			
31-39	助教授	教育・研究		ルール化			
31-40	助教授	教育・研究		ルール化			
31-41	助教授	教育・研究		ルール化			
31-42	部長長等の長	管理		ルール化			
31-43	教授	教育・研究		ルール化			
31-44	助手	教育・研究		ルール化		物差しで線を引いて区切れるようなものではないので、ルール化は難しいと考えられるが、すべて裁量に任せるというわけにはいかないと思う。	
31-45	助教授	教育・研究	教員の裁量				
31-46	助手	教育・研究		ルール化			
32-1	副学長	管理		ルール化			
32-2	部長長等の長	管理		ルール化			
32-3	部長長等の長	管理		ルール化			
33-1	助教授	コーディネーション		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きりルル化すべ	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
33-2	副学長	管理		ルール化		お手盛りは排除されるべきである。この場合もルール化の際にむずかしい所があると思われる。試行錯誤が必要である	
34-1	助教授	コーディネーション		ルール化			
34-2	教授	教育・研究		ルール化		ルール化が必要です。	
35-1	助教授	教育・研究		ルール化			
37-1	副学長	管理			その他	お手盛りは良くないが、国有特許を有している事業団の姿勢が問題で、決定の過程の透明性が確保されていけば問題は無いように思われる。	
38-1	助手	教育・研究		ルール化			
38-2	助教授	コーディネーション		ルール化			
38-3	助手	教育・研究	教員の裁量			大学企業間の相互信頼が実用化に必要であれば例文のケースも是とする	
38-4	部長長等の長	管理			その他	事例と07の関係がリンクしていない。上記の場合、オンコ社がライセンスを受ける際、科学技術振興事業団で競争入札とすれば、同教授の立場が影響する余地はない。	
38-5	助教授	コーディネーション		ルール化		これは例え私大であろうと、その従業員たる教員が、学内第三者から不透明なやり方で特定企業と癒着、お手盛りを受けていると疑われるような行動は取るべきではないし、ルール化が必要である。	
38-6	学長	管理			その他	本件は、事業団の決済によるものであるから、教官のお手盛りとは言えない。	
38-7	部長長等の長	管理		ルール化			
38-8	教授	教育・研究	教員の裁量				
38-9	部長長等の長	管理		ルール化			
38-10	教授	教育・研究		ルール化		最終的にはスタンフォード大学の事例のように、すべての権利を一義的に大学に帰属させるのが良い。	
38-11	教授	教育・研究		ルール化			
38-12	副学長	管理		ルール化		社会の疑惑をまねかないようにすることが重要。	
38-13	助手	教育・研究		ルール化			
38-14	副学長	管理		ルール化		詳細に立ち入るルールは望ましくないが、大枠、又は原則を示すことは必要である。	
39-1	副学長	教育・研究		ルール化			
39-2	部長長等の長	管理		ルール化			
39-3	教授	教育・研究		ルール化			
39-4	助教授	教育・研究		ルール化		かなり問題あり、この事例では事業団が外部委員会等を使って移転先を決めるべき。教授に決めさせてはいけない。	
39-5	教授	教育・研究		ルール化			
39-6	部長長等の長	管理			その他	当然してはいけない事でしょう。	

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	ルール化する	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
39-7	部長等の長	管理		ルール化			
40-1	教授	技術移転業務		ルール化			
40-2	副学長	管理					
40-3	部長等の長	教育・研究		ルール化			
40-4	教授	教育・研究	教員の裁量			教員の良心を信じる。	
40-5	助教授	管理		ルール化			
40-6	部長等の長	管理	教員の裁量			独立行政法人化後は問題ない。	
40-7	部長等の長	管理	教員の裁量				
40-8	学長	管理			その他	事例7の加田教授の如き行為は決して許されるべきではない。とは言え、多分に研究者のモラルの問題なので、簡単にルール化できると思えない。下手にルール化すればモラルのしっかりしている研究者を規制しかねない。適切な契約制度を構築すべきであろう。	
40-9	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
40-10	部長等の長	管理		ルール化		正論からすれば「お手盛り」などあってはならないことであるが、教官の倫理観の問題である。	
40-11	副学長	管理		ルール化		国有特許である場合ルール化が必要。個人特許では教員の裁量が入っても良い。	
40-12	部長等の長	管理		ルール化			
40-13	助手	教育・研究		ルール化			
40-14	教授	コーディネーション		ルール化			
41-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
41-2	助教授	コーディネーション		ルール化		ルール作りや第三者機関による判断が必要だが、運用は困難が予想される	
41-3	副学長	管理		ルール化			
42-1	助教授	教育・研究		ルール化			
42-2	教授	教育・研究		ルール化		固有特許である以上、ルールかを検討すべきなのは当然でしょう。技術移転を健全に発展させるには必須のことです。	
42-3	教授	教育・研究		ルール化			
42-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
43-1	教授	教育・研究		ルール化			
43-2	部長等の長	教育・研究		ルール化			
43-3	学長	管理		ルール化			
43-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化		ライセンスを多数の企業が希望な場合、当然入札すべきと思う。	

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	ルール化する	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
44-1	学長	管理		ルール化			
44-2	教授	教育・研究		ルール化			
44-3	教授	コーディネーション		ルール化			
44-4	部長等の長	教育・研究		ルール化			
44-5	部長等の長	教育・研究		ルール化			
44-6	副学長	管理		ルール化			
44-7	部長等の長	管理	教員の裁量			透明な意思決定であれば問題ない。	
44-8	教授	教育・研究		ルール化		今後、ルール化すべきである、その方針となるモデルが必要と思われる。	
44-9	部長等の長	管理		ルール化		法人化を機に制度的見直しをルール作りを図るべきである。	
44-10	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化		本事例の場合、特許権移転の経緯(譲与手続き等)が不明である。	
44-11	部長等の長	管理		ルール化			
45-1	教授	教育・研究		ルール化			
45-2	助教授	教育・研究		ルール化			
45-3	部長等の長	管理		ルール化			
45-4	教授	教育・研究		ルール化		一企業だけに大きな利益を上げさせるのは問題。Q6-1と同じ理由。	
45-5	副学長	管理	教員の裁量				
47-1	教授	教育・研究		ルール化			
47-2	部長等の長	管理		ルール化			
48-1	部長等の長	管理	教員の裁量				
48-2	学長	管理			その他	疑惑をもたれないように情報発信し、その透明性を明確化すれば問題ない。	
48-3	副学長	管理		ルール化		本人および、その周辺に関する審議の時には、本人は退席すべく。	
48-4	副学長	管理		ルール化			
48-5	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
48-6	部長等の長	管理	教員の裁量			教官の常識を信じる。	
48-7	教授	教育・研究		ルール化		どの補助金で獲得した特許であるかという事がわかっているならば、それに関するルールであるべきで個人的に云々するものでない。	
48-8	部長等の長	管理		ルール化			
48-9	部長等の長	コーディネーション	教員の裁量			この例の場合は国の予算を使ったのが問題。自分の能力で発明した時は、本人の意志が優先させてよい。	

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きルール化する	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
48-10	助教	コーディネーション		ルール化			
49-1	副学長	管理		ルール化			
49-2	教授	教育・研究	教員の裁量				
50-1	助教	コーディネーション			その他	技術移転されるまでの手続きと経過が不明である。実績のないオンコ社に移転されたこと自体は問題ではないが、譲渡に関する経過が不透明であり、疑義を持たれても仕方がない。ルール化、情報開示、内部監査を連携させた仕組みを作るべきである。	
51-1	副学長	管理		ルール化			
51-2	助教	コーディネーション			その他	この事例では国有特許なのでJSTの手続きに問題があるということになる。	
51-3	部長等の長	管理		ルール化			
51-4	教授	コーディネーション		ルール化			
52-1	副学長	管理		ルール化			
52-2	講師	コーディネーション		ルール化		ライセンス希望の会社の中からの選択については当事者のインシアティブが必要。	
53-1	助教	教育・研究		ルール化			
53-2	その他	教育・研究		ルール化		ルール化すればこのような事はなくなる。	
53-3	研究協力部/部課長	研究協力事務	教員の裁量				
53-4	部長等の長	管理					
53-5	学長	管理		ルール化			
53-6	部長等の長	管理		ルール化		ガイドライン(ミニマムの)は作成すべきである。	
53-7	副学長	管理		ルール化		06-2と同じで、ルール化に努めるべき。このようなルールにはグレーゾーンがあるのが一般的であるが、英知を結果してルール化を図るべき。	事例6、整理番号53-7参照
54-1	学長	管理		ルール化		社会の公器である「大学」として、ガイドラインは必要と考える。	
55-1	教授	教育・研究					
55-2	部長等の長	コーディネーション		ルール化		節度が必要と思われるのでルール化を。	
55-3	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
57-1	研究協力部/部課長	管理		ルール化			
57-2	部長等の長	コーディネーション		ルール化			
57-3	学長	管理		ルール化			
57-4	副学長	管理		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きルール化する	その他		
57-5	副学長	管理		ルール化			
57-6	部長等の長	管理	教員の裁量				
57-7	助教	コーディネーション		ルール化		情報公開が必要でしょう。	
58-1	教授	技術移転業務		ルール化	その他	周囲が疑いを持つのはよくわかり、疑いを持たれることは好ましいことではないと思うが、問題の所在は事業団の判断にあるのであって、大学側の問題ではないのではないか。設問の事情が良く理解できない。	
58-2	部長等の長	管理		ルール化			
59-1	助教	コーディネーション		ルール化			
59-2	部長等の長	管理		ルール化			
59-3	副学長	管理		ルール化			
59-4	助教	コーディネーション		ルール化		国有特許とするからにはお手盛りはダメ。	
59-5	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
59-6	教授	教育・研究		ルール化			
59-7	教授	教育・研究		ルール化		固有特許であれば公正に取り扱うべきである。	
59-8	教授	教育・研究		ルール化			
59-9	部長等の長	管理		ルール化			
59-10	部長等の長	管理		ルール化			
60-1	助教	教育・研究		ルール化			
60-2	教授	教育・研究		ルール化		「お手盛り」といわれる制度に問題がある。	
60-3	教授	教育・研究		ルール化			
61-1	助教	教育・研究		ルール化			
61-2	部長等の長	教育・研究		ルール化			
61-3	部長等の長	管理		ルール化			
61-4	助手	教育・研究			その他	TL0のように産学研究内容に直接当事者として関わらない第三者機関で斡旋すべきではないか？客観性確保のためにも。	
61-5	学長	管理		ルール化			
61-6	部長等の長	教育・研究		ルール化			
61-7	部長等の長	管理		ルール化			
61-8	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	ルール化する	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
61-9	部局長等の長	教育・研究		ルール化			
62-1	学長	管理		ルール化			
62-2	助教授	コーディネイション		ルール化			
63-1	部局長等の長	教育・研究		ルール化		第三者により審議を行う等、ルール化すれば良い。	
63-2	助教授	教育・研究		ルール化			
63-3	部局長等の長	管理		ルール化			
63-4	副学長	教育・研究		ルール化		透明性の確保と説明責任があろう。	
64-1	学長	管理		ルール化			
64-2	教授	教育・研究		ルール化		現状では制度が不明瞭	
64-3	副学長	管理		ルール化			
64-4	管理	教育・研究		ルール化			
64-5	教授	教育・研究		ルール化		本学は売り込むほうがよっぽど問題。	
64-6	副学長	管理	教員の裁量			説明の義務はある。	
64-7	部局長等の長	管理		ルール化			
64-8	部局長等の長	教育・研究	教員の裁量				
65-1	学長	管理		ルール化			
65-2	部局長等の長	教育・研究		ルール化			
65-3	助教授	コーディネイション		ルール化			
65-4	教授	教育・研究		ルール化		“ルール”などは難しいとしても、ガイドラインは必要である。事例は国有特許であるし、第三者を含めた判定会のようなものが望ましい。	
65-5	教授	教育・研究		ルール化			
65-6	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
66-1	教授	コーディネイション		ルール化			
66-2	助教授	コーディネイション		ルール化		国有特許がどうして個人裁量で譲渡できるかがわかりません。	
67-1	研究協力部/課・産学連携担当	研究協力事務		ルール化			
67-2	教授	教育・研究		ルール化		権利者である国(科学技術振興事業団)がライセンスを行うもので、発明者がこれに関与するのはおかしい。	関与の証拠はない
67-3	助教授	教育・研究		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	ルール化する	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
67-4	教授	教育・研究		ルール化		企業の選定には、加田教授が入らないようにする。	
68-1	副学長	管理		ルール化		Q6-2に比べて極めて重要視すべき問題であり、判断基準をきちんと示し、教員の裁量に委ねる部分は少なくすること。	
68-2	副学長	管理		ルール化			
68-3	部局長等の長	教育・研究		ルール化			
68-4	教授	教育・研究		ルール化		国有特許等となった段階で、ライセンスされる対象の決定は第三者に移譲されるべきで、お手盛りが生じるような状況を許すこと自体が問題である。	
69-1	副学長	管理		ルール化			
69-2	教授	管理	教員の裁量			コンサルティング業務はやめよ。コンサルティング報酬は?????でつかまえよ。	
69-3	助教授	コーディネイション		ルール化			
69-4	部局長等の長	教育・研究		ルール化		これはcase by caseの典型ではないでしょうか。ルール化のできる範囲で早急にルール化すべきと考えます。	
69-5	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化		TL0などの発明者自身ではないところでライセンス業務を行わなくてはならない	
70-1	副学長	教育・研究		ルール化			
70-2	部局長等の長	教育・研究		ルール化			
70-3	助教授	コーディネイション		ルール化			
70-4	部局長等の長	教育・研究			その他	お手盛りは許されない。	
71-1	副学長	管理		ルール化		「お手盛り」かどうか、公的な手続きによって決定したのであれば問題はないと思う。視点を変えて、教授の研究の将来性を見込んで支援をしてきた社に移転するのはむしろ自然の成り行きと思われる。	
71-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
71-3	助教授	コーディネイション		ルール化		第三者によるチェックが必要。	
71-4	部局長等の長	管理		ルール化		ルール化は事実上不可能ではないか？	
71-5	部局長等の長	教育・研究		ルール化		報酬と奨学寄附金は別の話であり、これには歯止めが必要である。	
71-6	教授	教育・研究		ルール化			
71-7	教授	教育・研究		ルール化			
72-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		ルール化			
72-2	部局長等の長	管理		ルール化			
72-3	学長	教育・研究		ルール化		「お手盛り」は絶対避けるべきであり、また「お手盛り」と誤解されることもあってはならない。ルール化は必要不可欠である。	
72-4	助教授	教育・研究	教員の裁量			あくまでも個人の教官の良識に基づいて判断されるべき。	

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きりル化すべ	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
73-1	教授	教育・研究	教員の裁量			ルールは全く不要である。刑法に触れないかぎり全て認めて、個人裁量、個人責任とすべきである。	
73-2	助教	コーディネーション			その他	国有特許であれば、一企業に独占されるものではないはず。	企業に独占実施権を与えるのが昨今の基本的な考え方
73-3	部長等の長	教育・研究	教員の裁量				
73-4	教授	コーディネーション			その他	お手盛りはルール以前の問題外	
74-1	部長等の長	管理		ルール化		これはルール化を最も必要とする事例。	
74-2	助教	教育・研究		ルール化			
74-3	助手	教育・研究		ルール化		一般化できる内容だと考えられるので、ルール化すべきである。	
74-4	教授	教育・研究			その他	ルールが是非必要。	
74-5	助手	教育・研究		ルール化		移転先関係者はその選考から排除する	
74-6	教授	教育・研究	教員の裁量	ルール化		1, 2 の中間くらいか。	
74-7	部長等の長	管理		ルール化			
74-8	教授	教育・研究		ルール化		Some JST and TLO licensing personnel may be unable to assess and market technologies, and probably in good faith they rely too much upon advice from the inventors. Therefore, it may be necessary to require that opportunities to exclusively or preferentially license inventions (独占通常、専用、又は優先実施権の契約、or 通常先実施権の契約 that are in fact 優先実施権の契約, because JST or the TLO has promised that it will not license to a competing company) arising from large-scale national projects first be publicly advertised before such a license is issued. Furthermore, companies that want such licenses should submit business development plans that include analysis of their technical capabilities to develop the inventions and estimates of future market demand and sales revenue. Licensees should be selected on the basis of competitive evaluation of the business plans, plus the willingness of the licensees to pay royalties based upon sales forecasts in their development plans. These decisions should be made by individual TLOs and justified in writing, unless individual TLOs voluntarily request JST to take over licensing of such inventions.	

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	きりル化すべ	その他		
						『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
74-8	教授	教育・研究				(JSTやTLOの技術移転担当職員の中には技術を評価したりマーケティングしたりはできない人達もいるので、多分、発明者のアドバイスに大きく依存することになる。従って、ライセンスが発生する前に、大規模な国家プロジェクトから生じた発明を独占的、又は優先的に実施する機会があることを先ずJSTが公にすることが必要であろう。(This also applies to 通常の licenses that are in fact 優先的 licenses, because JST or the TLO has promised that it will not give a license to a competing company.) さらに、ライセンス許諾を希望する会社は、会社の技術力の分析を含むビジネス開発計画と、将来の市場の需要と売上収益の予測を提出すべきである。ライセンス先はビジネスプランの優位性に、彼等の開発計画の売上げ予測に準拠して支払うロイヤルティなども加味して選択すべきである。個々のTLOが自発的にJSTにそのような発明のライセンス化を肩代わりすることを要求しない限りは、これらの決定は個々のTLOが行い、文書で正式に保証すべきである。)	(前頁の続き) 具体的提言
75-1	部長等の長	教育・研究		ルール化			
76-1	学長	管理		ルール化			
78-1	副学長	管理		ルール化			
78-2	部長等の長	管理		ルール化			
78-3	助教	コーディネーション		ルール化			
78-4	研究協力部部長	研究協力事務		ルール化			
79-1	助手	教育・研究		ルール化			
79-2	助手	教育・研究		ルール化			
79-3	副学長	管理		ルール化			
79-4	副学長	教育・研究		ルール化		社会的常識から逸脱しないからの規制ではないか。	
79-5	研究協力部課長	研究協力事務		ルール化			
79-6	部長等の長	管理			その他	国有特許は発明者であっても自由にできない。「お手盛り」を譲って使っていないか検討されたい。	
79-7	部長等の長	教育・研究		ルール化			
79-8	教授	コーディネーション		ルール化		ボス支配が強まるようなことがあっては我が国の学術研究は向上しない。	
79-9	部長等の長	管理		ルール化		ルール化が必要である。透明性を高めるには必要である。	
79-10	教授	教育・研究		ルール化		コンサルタントはある種の選定には参加できないなどのルールは当然である。	
79-11	助教	教育・研究		ルール化			
79-12	教授	教育・研究		ルール化			

整理番号	回答者		懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた 『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	教員に任せる	き ル ル 化 す べ	その他		
79-13	助教授	教育・研究		ルール化			
79-14	助手	教育・研究		ルール化			
79-15	助教授	教育・研究		ルール化			
79-16	助教授	教育・研究		ルール化			
81-1	部長等 の長	教育・研究		ルール化			
81-2	教授	コーディネーション		ルール化			
81-3	部長等 の長	教育・研究			その他	この例が「お手盛り」の典型例と思えない。「お手盛り」は排除されるべきであるが、このケースは説明義務を果たせるならかまわない。	
81-4	研究協力部 /部課長	研究協力事務		ルール化			
81-5	部長等 の長	管理		ルール化			
81-6	教授	コーディネーション				質問が悪く答えられない。多数競合からライセンスに至る経過により答えが異なる。	
81-7	教授	教育・研究		ルール化			
81-8	教授	コーディネーション		ルール化			
83-1	副学長	コーディネーション		ルール化		特に法人化以降での問題についてしっかりとした議論を行う必要がある。	
85-1	副学長	管理		ルール化			
85-2	研究協力部 /部課長	研究協力事務		ルール化			
85-3	教授	教育・研究		ルール化			

TLO 関係者（事例 7）

事例7

1

整理番号	回答者 職責	懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
		教員に任せる	ルール化すべき	その他		
					『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
1	研究協力部/課・産学連携担当		ルール化		研究員の倫理観に負うところが大きいが、ある程度明確にした定義づけられる問題についてはルール化を行う必要がある。	
2	TLO役員			その他	ケースバイケース。	
3	TLO役員				事例7の記載の範囲だけでは判断できません。事業団の国有特許は特定企業のみに移転されることはないのでは。	最近独占的に譲渡された例があるとされている
4	TLO役員			その他	ライセンス権はJSTにあり、JSTのポリシーの問題。教授に権限ない。	
5	教授	教員の裁量			結着は裁判で。	
6	TLO役員			その他	何も考えず〇社にライセンスしたJSTが問題。TLO(大学)が分別をもってライセンシーを決めるべき。ルール化は困難。	
7	TLO職員		ルール化		「ルールがない」ということは「何をやってもいい」と同じことになる。	
8	TLO職員		ルール化			
9	TLO職員		ルール化			
10	TLO役員		ルール化			
11	TLO役員		ルール化			
12	TLO職員			その他	公共工事における談合が否定されていることと同様の理由により、不可と考える。	
13	TLO職員	教員の裁量			権利を移転するには出願人(特許権利者)が当然入札制度等により移転先を決定すればよい。	入札制度を示唆
14	TLO職員		ルール化			
15	TLO職員		ルール化		関係のある企業であっても、大学全体として最大の便益をもたらす企業に実施許諾するなら問題ないと考えます。国費を使っているので、社会全体に最大の便益をもたらす企業に実施許諾すべきというのなら、法人化することに問題があるのではないのでしょうか。	
16	TLO職員		ルール化		研究テーマ予算は、そのテーマの内容の優劣で採択されるべきであるが、「お手盛り」は官庁の研究テーマの採択(天下りの受入先が有利)にも見られるといわれる。そうした国の上部構造も含めてルール化を検討すべきだ。	

事例7

2

整理番号	回答者 職責	懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
		教員に任せる	ルール化すべき	その他		
					『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
17	TLO役員		ルール化			
18	TLO役員		ルール化		企業人であれば当然組織決定の問題。	
19	その他		ルール化		ルール化すればこのようなことはなくなる。	
20	TLO職員		ルール化			

産業界（事例7）

事例7

整理番号	回答者 職責	懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
		教員の裁量	ルール化すべき	その他		
					『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
1	金融（協会）専務理事		ルール化			
2	製造（電機）研究開発本部		ルール化			
3	製造（窯業）研究開発本部		ルール化			
4	製造（電機）常務取締役		ルール化		国有特許であるので納得できる公平性を有した処理が実行できるよう、ルールを制定すべきである。	
5	製造（医薬）研究情報部長		ルール化		国有特許のライセンスについて教授個人の判断で行われるのは問題があると思われる。	
6	製造（精機）開発部長		ルール化		透明性は必要。	
7	製造（輸送）技術研究所総務グループ		ルール化	その他	このケースは明らかに問題があると考えられる。	
8	サービス（設計）統括部長		ルール化			
9	サービス（デザイン）技術統括室長		ルール化			
10	製造（繊維）企画部長				教員の意識レベルが低いのであれば、明確なルール作りが必要であろう。	
11	製造（電機）企画推進室主事		ルール化		このケースは利益供与との切り分けが難しく、技術移転先の決定に加田教授は関与すべきではないと考えます。	
12	製造（電機）研究所		ルール化		法人としてのルールは必要。	
13	製造（機械）相談役		ルール化		TL0等を通じてライセンスすべきである。	
14	基盤（電力）役員		ルール化		疑惑が真実かどうか分からないので、コメントしにくい。個人の収入と公的な裁量権が関係しうような状況は、あってはならない。	
15	製造（繊維）技術部長		ルール化		お手盛りが出来る仕組みが問題。第三者機関で検討することを考える。	
16	基盤（通信）技術部長		ルール化		このようなことが無秩序に行われると、企業と大学との馴れ合いを生み、健全な産学連携の妨げとなる恐れがある。	

事例7

整理番号	回答者 職責	懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
		教員の裁量	ルール化すべき	その他		
					『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
17	基盤（鉄道）		ルール化			
18	製造（鉄鋼）副支店長		ルール化		特許の移転先を決める委員会を作り、その中で討論・ルール化。	
19	製造（樹脂）企画担当部長		ルール化			
20	製造（機械）常務取締役		ルール化			
21	製造（繊維）研究企画部主席部員		ルール化		有用な特許の移転、譲渡は判断基準、選考過程を必ずクリアにすべきである。	
22	製造（医薬）室長		ルール化		ルール化が必要。個人の先生との癒着が社会問題をおこしたケースも多く、逆に企業のイメージダウンにつながっている。	
23	金融（証券）部長		ルール化			
24	基盤（鉄道）技術部マネージャー		ルール化		権利移転の際のルール（ライセンス選定基準等）を明確化すべきではないか。	
25	製造（電機）企画部長		ルール化			
26	製造（鉄鋼）開発企画部次長		ルール化		法人化された大学が管理することにより公平性を確保すべきと考える。	
27	製造（化学）技術部企画室主席		ルール化		教員の裁量にまかせることは、一大学のみならず大学全体の教員の倫理の低下につながり士気も低下する。国家として（法的な）ガイドライン形成へ動くべきだろう。	
28	製造（機械）取締役技師長		ルール化		資金の流れをクリアにし、技術移転した評価基準も明確にしていくことが、誤解を減らすことができる。実行するのは相当高いハードルがあるのではないだろうか。	
29	製造（精機）研究部次長	教員の裁量				
30	製造（医薬）取締役研究開発部長		ルール化		本業の公平性を確保するために、審査機関を設け、ルール化を検討すべきである。	
31	基盤（建設）専務取締役		ルール化	その他	産業界ではインサイダー取引そのもの。ルールが必要。	

事例7

整理番号	回答者 職責	懸念される疑惑への対応			事例7：ある教員の国有特許が同教員の兼業先企業にライセンスされた	備考 (プロジェクトによるメモ)
		教員の裁量	ルール化すべき	その他		
32	基盤（土木） 事業企画室課		ルール化		『お手盛り』を想定した本事例に関するコメント	
33	製造（医薬） 研究計画推進 部担当部長		ルール化		国有特許である以上、ライセンス権は大学当局にあり、当局が大学など、発明者の利益が最大となるよう対処すべきである。大学当局の明確な対応基準が示されれば、権利のない奨学寄附金ではなく、権利主張のできる共同研究・委託研究が自然に増えるはず。	大学がライセンス権についてどのように相談を受けているか検討す
34	製造（電機） 専務取締役		ルール化		判断の原則と共に、このケースでは移転に関して第三者の評価が必要である。	
35	基盤（ガス） 企画部課長		ルール化			